

小平市下水道事業の地方公営企業法適用について

1 地方公営企業法適用の背景

平成27年1月の総務大臣通知において、平成32年度当初までに、人口3万人以上の団体に対して、地方公営企業法を適用し、公営企業会計へと移行するよう強く要請されました。これにより、小平市では平成28年度から平成30年度までを移行準備期間とし、平成31年4月より、公営企業会計を適用することとしました。

2 地方公営企業法適用の目的

今後予想される厳しい経営環境に対応し、市民の皆様に安定した下水道サービスを提供するためにも、経営成績や財政状態など経営状況をよりの確に把握し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、持続可能な事業運営を確立するため、公営企業会計方式を導入します。

3 地方公営企業法について

地方公営企業法は、公営企業にかかる「組織」、「財務」、「職員の身分取扱い等」に関し地方自治法等の規定の特例を定めたものです。

小平市では、このうち「財務」の規定を適用する「一部適用」を採用します。

4 公営企業会計と官庁会計との主な相違点

- (1) 現金主義・単式簿記ではなく、発生主義・複式簿記である
- (2) 減価償却費など、非現金支出の費用がある
- (3) 損益取引と資本取引との区分がある
- (4) 資産・負債・資本の観念がある

5 地方公営企業法適用のメリット

- (1) 損益情報・ストック情報の把握による適切な経営戦略の策定
管理運営に係る取引と、建設改良等に係る取引とを区分することで、経営成績を適正に示すことができます。また、その分析を通じて中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、持続可能な事業運営を行います。
- (2) 企業間での経営状況の比較
公営企業会計の導入により、他の団体との比較が可能となることから、経営成績や財政状態をより正確に評価・判断することができます。
- (3) 下水道使用料対象原価の明確化
公営企業会計方式では、適正な期間損益計算がされ、下水道使用料対象原価が明確になることで、適正な料金算定に役立てることができます。
- (4) 職員の経営意識の向上
発生主義など企業会計的な財務処理の知識やノウハウを持った人材の育成が期待されます。